

猫よけ器

(超音波発生装置)

1ヶ月間
貸出し無料♪

※別途電池代は必要です

お貸しします！

《貸出し目的》

敷地内に侵入する猫による被害を軽減すること

《申請できる方》

- | | |
|-----------|-----------------|
| ①市内在住者 | ③市内のマンション管理組合の方 |
| ②市内の自治会の方 | ④市内に事業所を有する事業者 |

《貸出し期間と貸出し台数》

期間：1ヵ月（延長はできません）

台数：1台

別途、電池のご用意が必要です。
（単1アルカリ乾電池×4本）

《申請するときの持ち物》

運転免許証など本人確認ができるもの



◆注意事項◆

- ・又貸しは禁止です。
- ・破損又は紛失した場合、元通り修理する、もしくは同等品をもって弁償してください
- ・きれいに清掃してから返却してください。
※故障の原因となるため、水洗いはしないでください。
- ・猫よけ器の使用によって申請者及び第三者が被った損害に関しては、申請者が誠意を持って対応してください。
- ・別途、電池代が必要です。 ※単一電池4本分

東大和市役所 環境対策課 環境公害係

住所：〒207-8585 東大和市中心3丁目930番地

電話：042-563-2111(内線1248・1249)／FAX：042-563-5931

